



密甲第一四五號
起 十二九五
發可
決定
 年月日施行
 年月日

内閣總理大臣
 内閣書記官長
 掾



外務大臣
 樞
 大藏大臣
 海軍大臣
 文部大臣
 逓信大臣
 毅

内務大臣
 逓
 陸軍大臣
 司法大臣
 農商務大臣
 鐵道大臣
 逓

朝鮮人ニ對スル迫害ニ関シ別紙案示ノ
 通内閣總理大臣ヨリ告諭ヲ為セリ
 内閣

然レモトモ

内閣告諭第二編

人々次、震災に乘シ一部不逞鮮人

妄動アリトシテ鮮人舟頭フル不快感ヲ抱ク果本行未加

者アリト聞リ鮮人ノ所為若シ不穩ニ

且ル於テハ速ニ取締ノ軍隊又ハ警

察官ニ通告シテ其ノ處置ニ俟ツ

キモノナルニ民衆自ラ温ニ鮮人内閣迫害

ヲ加フルカ弗利ヲ行方如キトハ固キ日鮮同

化ノ根本主義ニ背戾スルニナラス又諸

外國ニ報セラレテ決シテ好マレキコトニ非ス

事ハ人々次ノ唐突ニシテ困難ナル事態

際人々之レニ甚因スト恐メラルモ刻下

ノ非常時ニ當リ克ク平生素ク冷靜ヲ

前掲紙(高橋)

失ハズ慎重前後ノ措置ヲ誤ラズ以テ
我國民ノ世即制ト平和ノ精神ヲ充
輝セムコトハ本大臣ノ此際特ニ望ム
所ニシテ民衆各自ノ切ニ自重ヲ求ム
ル迄アリ

大正十一年九月廿日

内閣總理大臣

内閣